

奈良県教育委員会事務局職員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県教育委員会事務局職員設置規則を廃止する規則

奈良県教育委員会事務局職員設置規則（昭和二十七年一月奈良県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。